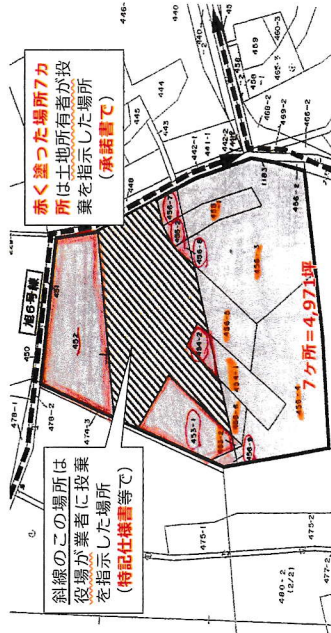


追分旭地区における「産業廃棄物の不法投棄」問題は、土地所有者との「承諾書」違反から始まった。

未（いま）だに、産業廃棄物は、土の中！



承諾書・・・「公共工事により発生した土を指定し7カ所の場所に投棄することを（土地所有者は）承諾する」。

押印者（土地所有者・土地管理者）

協議者 3 名分（サイン）

しかし、町が指示した場所は、「承諾書」で指示した場所ではなく、違う斜線の場所を指示。

※後日、これが、土地所有者からの「損害賠償問題」発生の遠因となる。

ポイント1

そもそもの始まりは、平成20年度から始まった49件の公共工事（安平町40件、道2件、国7件）から出た7カ所

ポイント2

土地の所有者から大石やコンクリート出土の訴えで、2カ所、試掘した結果、産業廃棄物が確認される。土砂 60 m³ 中から、コンクリートガラ 200kg と

「発生土」の捨て場所が、地主との「承諾書」で指示した「赤い7カ所」ではなく、町が指示した斜線で示した1カ所に集中したことです。

石類の混入確認。掘削の深さ 1.5m。さらに「試掘」を行なう計画だったが、地震による業者不足を理由に停止。この時の「産業廃棄物」が、今なお、「土の中」なのです。

議会での質疑。（平成30年10月議会、11月1日質疑）

吉岡の疑問・質問	建設課長の答弁
承諾書では、7カ所の場所が捨て場所として指定された。しかし、町が業者が指示した場所は、承諾書に示した場所ではない。なぜ、そうだったのか？	詳しくはわからないが、おそらく、協議の中で、別な土地に捨ててくれと言った話があって、一応、土地所有者との協議の中で、場所の変更をした。
それはいつか？（承諾書に代わる文書）	そこまでの記録は残っていない。
土地所有者の押印のある正式な町長宛の公文書だ。あとで口頭で「こつちにします」なんてことで、本当に変更できるのか。今の答弁は納得出来ない。	協議の中で、おそらく「ここにしますよ」という流れになり捨てたんだと思います。おそらく、わかりやすく表示したってことかと思う。

北海道は、安平町に「公害防止協定」の締結を求めている。

吉岡の質問（令和3年3月議会）	町の答弁
北海道はリブロックに対しても、町に対しても「環境保全協定の締結に向けて十分協議を行なってください」と注文をつけている。	北海道は町に対して公害防止協定締結を求めたものではない。理施設検討会の意見であり、協定の締結が望ましい旨、町と事業者の説明することとしたものだ。

北海道が、安平町に、公害防止協定の締結を求めた文書

1, 町として、事業者との環境保全協定の締結に向けて、十分協議を行なっていただきたい。	道環境生活部循環型社会推進課（H29・2・22）
2, 環境保全協定の締結が望ましい旨、設置場所市町村と事業者の説明すること。	胆振総合振興局保健環境部環境衛生課（H29・3・6）
3, 回答「協定の締結に向け、十分に協議を行なうことを助言したところですが、道に確認の質問。」	道環境生活部循環型社会推進課（R3・3・19）

もう、決着がついたのではありませんか？

- 1 は、「締結に向けて、十分協議を行なっていただきたい」
- 2 は、「締結が望ましい旨」
- 3 は、「締結に向け、十分に協議を行なうことを助言した」

「いただきたい」「望ましい」「助言した」などの全てが、「締結に向けて」につながりません。北海道の文章は、俗に言う「行間を読む」「紙背に徹して読む」など必要のないやさしい文章です。

公害防止協定を求める理由。

- 1, 「公害防止協定」は、法的拘束力がある「契約」である。（H27.7.10 最高裁判決）
- 2, 胆振振興局の文書「(道は) 法令及び事業計画に定められていない事項に対する指導は出来ないことから、環境保全協定（公害防止協定）の締結が望ましい。」と、あります。

この意味は、「道は、法令及び事業計画」に関する指導しか出来ないが、協定書は、町が結ぶので、「法令を超える厳しい規制基準を事業者者に求め、法律上の権限のない町が協定によって、その権限を持つことが出来る。」のです。

しかし、協定書を結ぶだけではダメ！しつかり、実行させる事が必要です。